

令和8年度中津市大幡校区放課後児童健全育成事業開設準備及び運営業務委託 業者選定公募型プロポーザル実施要領

1 本実施要領の趣旨

中津市大幡小学校区には現在、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として、3支援単位の放課後児童クラブがあるところ、今般、同校区の待機児童解消を目的として新たに4支援単位目となる放課後児童クラブ専用施設を建設した。この専用施設において、公設民営の形態でクラブ運営を開始したく、開設準備及び運営について、専門的な知識・技術・経験を有する業者からの提案を受け、当該業務委託の履行に最も適した受託候補者を選定することを目的として公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務名

令和8年度中津市大幡校区放課後児童健全育成事業開設準備及び運営業務委託

(2) 業務内容

令和8年度中津市大幡校区放課後児童健全育成事業開設準備及び運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約日から令和10年3月31日まで。以降は単年度単位で放課後児童クラブの運営に係る契約更新の可能性があるが、契約更新する際の契約金額は、子ども・子育て支援交付金の国庫補助基準額に準じたものとなる予定であるため留意すること。

3 提案限度額

18,765,000円（非課税事業）

（内訳）令和8年度業務分 4,000,000円以内

令和9年度業務分 14,765,000円以内

なお、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、契約内容の規模を示すためのものである。

4 選定スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ① 募集開始 | 令和8年4月24日（金） |
| ② 質問の受付期間 | 令和8年5月14日（木） 17時まで |
| ③ 質問に対する回答期限 | 令和8年5月20日（水） |
| ④ 参加申込書の提出締切 | 令和8年5月27日（水） 必着 |
| ⑤ 参加資格確認結果の通知 | 令和8年6月 3日（水） |
| ⑥ 施設見学 | 参加資格確認結果通知後 随時（希望者のみ） |
| ⑦ 提案書等の提出締切 | 令和8年6月19日（金） 17時必着 |
| ⑧ 選定委員会（プレゼン） | 令和8年7月 1日（水） @中津市役所本庁 |
| ⑨ 結果の公表 | 令和8年7月 9日（木） 頃 |
| ⑩ 契約の締結 | 令和8年7月中 |

5 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税、都道府県税、市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者であること。
- (7) 過去3年以内に、放課後児童健全育成事業やそれに類する事業を運営した実績のある法人格を有する者。
- (8) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われている者であること。

6 実施要領等の配布について

(1) 配布期間

令和8年4月24日（金）～同年5月27日（水）

(2) 配布方法

本市ホームページからダウンロード

7 質問の受付について

(1) 受付期間

令和8年4月24日（金）～同年5月14日（木）17：00まで

(2) 質問方法

本プロポーザルに関する質問がある者は、所定の質問書（様式第7号）に必要事項を記入のうえ、事務局へ電子メールにて提出すること。電子メール送信後、事務局へ電話による送信確認をすること。

(3) 回答

質問への回答は、令和8年5月20日（水）までに質問者へ、随時個別に回答するものとする。ただし、質問の内容が企画提案書等の作成作業を進めるうえで影響を及ぼすと判断されるものは、本市ホームページ上で公開するものとする。なお、そのような回答については、実施要領または仕様書の追加または修正とみなすものとする。また、評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員氏名等）は受け付けない。

8 参加申し込み方法

(1) 必要書類

① 参加申込書（様式第1号）

② 会社概要書（様式第2号）

：法人概要の分かるパンフレット等があれば添付すること

③ 参加資格確認書（様式第3号）

④ 事業実績書（様式第4号）

：令和5年度～7年度の3年間分の事業実績を記載したうえ契約書等の証拠書類のうち主なものの写しを添付すること

⑤ 事業実施体制（様式第5号）

：配置予定の事業責任者、担当者を記載すること

⑥ 履歴事項全部証明書

：法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書

(発行後3か月以内のもの)

- ⑦ 納税証明書
：国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことの証明書
- ⑧ 印鑑証明書
：発行後3か月以内のもの
- ⑨ 委任状（任意様式）
：支店等を代理人とする場合
- ⑩ 財務諸表の写し
：直近2期分（貸借対照表、損益計算書及び個別注記表または株主資本等変動計算書を含む）

(2) 提出方法

令和8年5月27日（水）17時までに、直接持参または郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用し、必着とする）により事務局へ提出すること。

(3) 辞退表明

参加申込書の提出後に参加の辞退を表明する場合は、速やかに事務局へ連絡し、指示に従うこと（なお、辞退表明により来年度以降に同事業のプロポーザルを行う場合において不利になることはない）。

9 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第6号）
：記載内容については、本実施要領9(2)イを参照すること。
- ② 見積書（任意様式）
：金額は年度ごとに記載し、それぞれ積算根拠を詳細に記載すること。

(2) 企画提案書の書式等

ア 企画提案書の様式（2頁目以降を任意様式とする場合）

- ・ 企画提案書は縦置き横書きで、基本的にA4版両面印刷で左綴じとすることを原則とする。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とする。
- ・ 企画提案書は目次及びページ番号を付すこと。なおページ数に制限は定めない。

イ 企画提案書の記載内容

- ・ 令和8年度中津市大幡校区放課後児童健全育成事業開設準備及び運営業務委託業者選定委員会 評価基準（以下、「評価基準」という。）に示す「評価の視点」に留意したうえで、次の①～⑭の項目を記載すること。
 - ①資本規模や経営方針、会社の沿革等、事業者の安定性について。本市基準条例や契約内容、国の運営指針等についての理解について。
 - ②放課後児童健全育成事業やそれに類する事業の実績及びその経験を本市で生かすことについて
 - ③応募の理由及び放課後児童健全育成事業の実施意欲並びに福祉事業を実施するための企業理念について
 - ④適切な遊びや生活の場の提供について。学校の屋内・外運動場等学校施設を活用した具体的な放課後の過ごし方について。
 - ⑤学校やその他関連機関、保護者、近隣との連携について。
 - ⑥業務責任者や担当者の配置及び指揮命令系統について（様式第5号参照）
 - ⑦クラブ職員の具体的な賃金水準、人数配置、人材育成及び人材確保について。急な職員の欠員に対応する応援体制の確保について。
 - ⑧市への報告書類等の事務作業の執行体制について
 - ⑨児童虐待や各種ハラスメントの防止対策について
 - ⑩業務上横領や委託料の水増し請求等の不正の防止対策について
 - ⑪クラブ運営に関する苦情対応体制及び利用者からの意見反映体制について
 - ⑫災害、児童の怪我、健康管理への対応体制について
 - ⑬個人情報の取扱いに係る規定等について
 - ⑭その他上記に限らず、本市にとって有益な独自の取組について
- (3) 提出部数
7部（正本1部、副本6部）
- (4) 提出方法
直接持参または郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により提出すること。
- (5) 提出期間
令和8年6月19日（金）17時までに必着とする。
なお、提出期間内であれば、再提出（差替え含む）は可能とする。なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

10 選定委員会（プレゼンテーション）について

(1) 実施日

令和8年7月1日（水）9：30から（予定）

実施の詳細については、選定委員会の参加事業者に追って連絡する。

(2) 実施場所

事務局が指定する中津市役所本庁会議室の現地にて行うことを原則とする。事情により Web 会議システム等を用いてオンラインで実施する場合は、参加者が主催すること。

(3) 実施時間

1者につき、プレゼンテーション30分以内（入場・準備時間は除く）、質疑応答 15分程度とする。ただし、選定委員会の参加事業者数に応じて、実施時間を変更することがある。

(4) 実施内容

資料は、提出した企画提案書とし、企画提案書の記載順にプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーションの出席者は、説明者1名、補助者2名の計3名以内とすること。

(5) 実施順序

プレゼンテーションの実施順序は本市において指定する。

(6) 会場設営

会場設営（50型モニター、電源、HDMIケーブル等機器の設置を含む）については、事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。また、事前に機器の確認を希望する場合、予め本市に連絡をすること。

(7) 留意事項

プレゼンテーションには、原則として本業務を受託した際に担当となる予定の者を参加させること。

1.1 評価方法及び評価基準

評価基準のとおり。

1.2 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の方法により本市の職員及び本市の関係者に本プロポーザルに対する援助を求めた場合。
- (2) 提出された見積額が提案上限額を超過している場合。
- (3) 各書類が提出方法及び提出期限に適合しない場合。

- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) プレゼンテーションの時間に遅れた場合。
- (6) その他（提出された書類が次の各号のいずれかに該当するときは失格とする場合がある。）
 - ア 指定の様式に適合しない場合（様式の指定がある場合）。
 - イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

1 3 選定結果の通知について

- (1) 選定結果は、選定委員会の参加事業者に対し、企画提案書（様式第6号）に記載された担当者の電子メール宛てに令和8年7月9日（木）頃に通知する。また、追って本市ホームページにも選定結果を公表する。
- (2) 選定結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

1 4 契約に関する基本事項について

(1) 契約方法

優先交渉権者と契約締結の交渉を行い、契約内容を決定する。なお、交渉の結果合意に至らなかった時は、その次に評価の高かった者と契約締結の交渉を行う。なお、契約の締結にあたっては、別添の案の内容の覚書の締結も併せて行うものとする。

(2) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、仕様書及び契約書に従い支払うものとする。

(3) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

1 5 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル実施に係る手続開始日から受託者の選定が終了するまでの間、選定委員会委員及び担当部局関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (2) 提出期間中に参加申込書が到達しなかった場合には、企画提案書の提出はできない。
- (3) 本件プロポーザル参加に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は提案者の選定及び受託者の選定の用以外に参加者に無断で使用することはない。

- (6) 参加申込書及び企画提案書の提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加については認めない。
- (7) 本プロポーザルにて知り得た情報については、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。
- (8) 参加申込書または企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該参加申込書または企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止や損害賠償請求等を行うことがある。

1 6 問い合わせ及び書類提出先（事務局）

中津市健康福祉部子育て支援課（担当：廣津）

住 所：〒871-8501

大分県中津市豊田町14番地3

電 話：0979-33-7026

FAX：0979-24-7522

メール：hirotsu.keiko【@】city.nakatsu.lg.jp